

覚 書 (案)

福岡都市圏南部環境事業組合(以下、「甲」という。)と (以下、「乙」という。)は、甲が所有するごみ処理施設(以下、「南部工場」という。)の発電容量を用いて、乙がアグリゲーターとして令和8年度分容量市場(発動指令電源)に参加し、その収入に対する報酬を甲に支払う業務契約に関して、以下のとおり覚書(以下、「本覚書」という。)を締結する。

1 履行期間、契約時期、支払時期

履行期間は令和8年4月1日から令和9年10月31日までとする。

本契約については、令和6年度に実施する実効性テスト後に締結する。

乙は令和8年度分の発動指令完了後、令和9年度に甲に対し一括で支払いを行う。

2 契約金額

以下の式によって計算される金額とする。

$$\begin{aligned} & \text{入札額} \times \frac{\text{令和8年度分約定価格【円/kW】}}{\text{令和7年度分約定価格(5,242)【円/kW】}} \\ & \times \frac{\text{実効性テスト後に決定する期待容量【kW】}}{\text{報酬額算定の際に用いた期待容量(1,000)【kW】}} \\ & \times (1 + \text{消費税及び地方消費税率}) \end{aligned}$$

ただし、消費税等加算前金額の計算途中では端数処理せず、計算後1円未満を切り捨てて算出する。

3 契約条件

期待容量は上限バイオマス比率を75%としたうえで乙が決定し、甲に報告する。

通常、甲が売電をするのに必要となる計測装置以外で容量市場の参加に必要な、計測装置、装置の設置、システムの導入、実効性テストに関する費用などすべての経費は乙の負担とする。

ペナルティに関してはすべて乙の負担とする。

発動指令に対し、送電量の増等の対応はしない。

令和8年度分容量市場メインオークションにおいて乙が落札できなかった場合には契約額を0円とする。

発動指令があった際に南部工場が廃炉となっている場合には、廃炉時期に応じ、契約額を限度として減額するという項目を契約書に盛り込む。

その他、契約書の内容については、甲乙協議のうえ決定する。

4 協議事項

本覚書に定めのない事項や解釈に疑義が生じた場合、または本覚書の内容を変更する必要が生じた場合並びに契約書の作成の際には、甲乙誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

以上、本覚書締結の証として本覚書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年 月 日

甲：福岡県春日市大字下白水 104 番地 5
福岡都市圏南部環境事業組合
管理者 楠田 大蔵 印

乙：

印